

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、ホームページ「共助ネットかがわ」（<http://www.kyoujyo-net-kagawa.jp/>）に掲示し、平成19年10月1日まで縦覧に供する。

平成19年8月14日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 申請のあった年月日

平成19年8月1日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人エイティエイツバレーボールクラブ

米田 一典

高松市丸亀町7番地10

3 定款に記載された目的

この法人は、バレーボールでの交流を通して地域交流を図り、現在社会で失われつつある地域社会に必要な人間関係の構築を図ることを目的とする。豊かで健全な地域社会を構築するには、行政や企業とパートナーシップの形成を推進し、バレーボールを通して、養われる「体の健康」「心の健康」を育成するのが最大の事業とする。